

## 「マイナ保険証」及び「資格確認書」について

## マイナ保険証

現行の健康保険証は、健康保険の種類を問わず令和6年12月2日から廃止され、新規交付ができなくなります。今後はマイナンバーカードに健康保険情報を紐づけた「マイナ保険証」を使用することとなります。保険証の廃止に備え、今のうちにマイナンバーカードへの紐づけを済ませていただくとともに、マイナ保険証の利用をお願いいたします。

※令和6年12月2日以前に交付された保険証は、記載されている有効期限まで使用することができます。(途中で紛失・破損・転居等した場合は、マイナ保険証または資格確認書を使用することとなります。)

## 資格確認書

12月2日以降(保険証の廃止後)、マイナ保険証をお持ちでない方には、現在お持ちの保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」(※)が申請によらず交付されます。資格確認書を医療機関に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

(※)資格確認書のサイズ:現行の保険証と同等

### 後期高齢者医療制度における資格確認書について

国においては、IT(デジタル)に不慣れな後期高齢者への暫定的な措置として、令和6年12月2日以降、①新規加入者、②転居などにより券面情報が変更になった方、③保険証の紛失等により再交付を申請する方について、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付することとなりました。

大崎町地域包括支援センター 問 471-7828

暮らしのコンシェルジュ

## 地域包括支援センターだより

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「地域密着型通所サービス」について取り上げてみたいと思います。

●相談内容…町外に住む認知症の母が地域密着型デイサービスを利用していました。ひとり暮らしが難しくなり、町内の長女の家で同居する予定です。同居しても今のデイサービスを利用したいのですが、地域密着型通所サービスのため利用できないと言われました。地域密着型通所サービスについて教えてください。

●対応策…地域密着型通所サービスについてご説明します。

地域密着型とは、介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。住民票のある市町村の事業所でないとサービス利用できません。

### 地域密着型通所サービス

小規模多機能型居宅介護	在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練を受けます。
地域密着型通所介護	通所介護と内容は同じですが、町内に住所がある方のみ利用可能です。1日の定員は18名以下の小規模事業所です。

※サービス事業所等の詳細は、担当ケアマネジャーに相談してください。

### 【お問い合わせ先】

詳細は、大崎町役場 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111(内線144・145)、  
大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828までお問い合わせください。